

古紙の定義等に係る専門委員会における検討結果について

古紙の定義等に係る専門委員会（座長：岡山委員。委員名簿は p.13 参照）を 3 回にわたり開催¹し、次の 3 つの事項について、検討を実施した。

- ① グリーン購入法における古紙の定義及び古紙パルプ配合率の定義
- ② 総合評価指標における竹パルプの位置づけ（第 3 回専門委員会において検討）
- ③ 総合評価指標における「その他持続可能性を目指した調達方針に基づいて使用するパルプ」の重み付け

以下に、上記の検討事項に係る検討結果を示し、本専門委員会からの報告とする。

I. 古紙の定義及び古紙パルプ配合率の定義について（案）

1. グリーン購入法における古紙の定義

（1）古紙の定義に係る考え方の整理

グリーン購入法に基づく基本方針における古紙の定義に関する考え方について、環境負荷低減に向けた考え方、これまでの制度・事業者の運用実態及び対象範囲の明確性の確保の観点から、以下のとおり整理した。

① 環境負荷低減に向けた考え方

グリーン購入法における古紙の定義を検討するに当たって、最も重要な項目が環境負荷の低減である。具体的には、市中回収古紙の利用促進及び損紙の発生抑制（リデュース）等の観点から古紙の定義について考え方を整理することとする。

【市中回収古紙の利用促進】

グリーン購入法においては、法施行当初から市中回収古紙の利用は、使用済みの紙が廃棄されず資源化されるものであり、古紙回収の促進、資源の有効利用及び廃棄物の削減の観点から重要な取組として推進してきたところである。

また、我が国の古紙回収率、利用率、古紙利用の技術は世界トップレベルにあり、今後とも資源の有効利用、廃棄物の削減、地球温暖化対策等の観点から、消費者、行政、古紙回収事業者等が一体となった、古紙のリサイクルシステムの維持・発展が必要と考えられ、そのためにも、市中回収古紙の利用促進は重要である。

- 市中回収古紙の利用を可能な限り促進することが重要であること
- 製造段階で発生する古紙の範囲を最小限に捉え、古紙として取り扱わない（損紙）とすることは、市中回収古紙の利用促進につながる

¹ 第 1 回は 7 月 18 日、第 2 回は 8 月 26 日、第 3 回は 10 月 9 日にそれぞれ開催。

【損紙の発生抑制等】

紙製造事業者が自社や関連会社等の製紙工程及び製紙工程後の加工工程から発生する紙の原料として使用されるものを古紙として取り扱わない（損紙）とすることは、自社又は関連会社等の加工工程における損紙の発生抑制を促すことにつながると考えられ、環境負荷の低減が期待される。また、企業の社会的責任や環境への取組は関連会社を含めたグループ企業として取り組むことが求められているところであり、関連会社等から発生するものを古紙として流通させるのではなく、損紙として取り扱うことにより、自らが確実に利用することを求めることが適当と考えられる。

- 製紙工程における損紙の発生抑制により、再処理のためのエネルギー消費等の削減効果が図られること
- 製紙工程後の加工工程におけるくず紙（損紙）の発生抑制により、省資源化が図られること

② 運用実態からの考え方

グリーン購入法及び資源有効利用促進法の制度運用上の古紙の定義、国内の紙製造事業者の運用実態上の古紙の定義及びその考え方は、以下のとおりである。

- 運用通達の定義が、資源有効利用促進法に基づき設定されている「特定再利用業種としての古紙利用率」に係る目標²における古紙の算定根拠となっていること
- 平成 20 年 1 月に発覚した古紙パルプ配合率偽装問題に対応するため「古紙偽装問題に係る特定調達品目検討会最終とりまとめ（平成 20 年 6 月）」に示されているとおり、従前より、グリーン購入法における古紙の定義は運用通達に従って運用が図られてきたこと
- 古紙パルプ配合率偽装問題を受けて、日本製紙連合会に設置された古紙配合率問題検討委員会のとりまとめの「再生紙の表示方法について（平成 20 年 4 月 2 日）」においても運用通達の定義を用いることとされていること

③ 対象範囲の明確化等

古紙の定義及び関連する用語の解釈については、事業者が恣意的な判断を行うことなく、明確な判断が下せるとともに、古紙パルプ配合率の偽装のような問題を二度と繰り返さないことに寄与することが必要である。

（２）古紙及び関連用語の定義

上記（１）の考え方を踏まえ、グリーン購入法における古紙の定義及び関連する用語の定義（案）を、以下のとおりとする。

² 紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（最終改正：平成 23 年 3 月 29 日経済産業省令第 7 号）における古紙利用率の平成 27 年度の目標は 64%。

古紙	市中回収古紙及び産業古紙。
市中回収古紙	店舗、事務所及び家庭などから発生する使用済みの紙であって、紙製造事業者により紙の原料として利用されるもの（商品として出荷され流通段階を経て戻るものを含む。）。
産業古紙	原紙の製紙工程後の加工工程（紙加工工場、紙製品工場、印刷工場及び製本工場など、紙を原料として使用する工場又は事業場（以下「工場等」という。））から発生し、製品として使用されない紙であって、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの。 ただし、紙製造事業者等（当該紙製造事業者の子会社、関連会社等の関係会社を含む。）の工場等において加工を行う場合、又は当該紙製造事業者が製品を出荷する前に委託により他の事業者加工を行わせる場合に発生するものであって、商品として出荷されずに当該紙製造事業者により紙の原料として使用されるものは、古紙としては取り扱わない（当該紙製造事業者等の手を離れ、第三者を介した場合は古紙として取り扱う。）。
損紙	以下のいずれかに該当するもの。 ・製紙工程において発生し、そのまま製紙工程に戻され原料として使用されるもの（いわゆる「回流損紙」。ウェットブロック及びドライブロック）。 ・製紙工場等内に保管されて原料として使用されるもの（いわゆる「仕込損紙」）。 ・上記産業古紙の定義において、「ただし書き」で規定されているもの。
紙製造事業者	日本標準産業分類（平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 175 号）の中分類に掲げる「紙製造業（142）」であり、小分類の「洋紙製造業（1421）」「板紙製造業（1422）」「機械すき和紙製造業（1423）」及び「手すき和紙製造業（1424）」をいう。
子会社、関連会社及び関係会社	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 8 条の各項に定めるもの ³ をいう。

【グリーン購入法における産業古紙・損紙の取扱い】

グリーン購入法における産業古紙・損紙の取扱いは、**資料 2 別紙**のとおりである。

2. グリーン購入法における古紙パルプ配合率の定義

古紙パルプ配合率の定義については、紙製造事業者等に対する調査において、現行の算定式によることが適当であるとの回答をすべての製紙メーカー等から得たところ。

このため、従前どおり、以下の算定式により古紙パルプ配合率を算定することとする。

なお、算定式の分母・分子に損紙を含まないとしていることは、発生した損紙は紙の原料として有効かつ適切に利用することを前提としたものであり、計算上の古紙パルプ

³ 具体的な内容については、**参考**参照。

配合率を高めるために、意図的に損紙を利用することは、その趣旨に反している。

$$\text{古紙パルプ配合率} = \frac{\text{古紙パルプ}}{(\text{バージンパルプ} + \text{古紙パルプ})} \times 100 (\%)$$

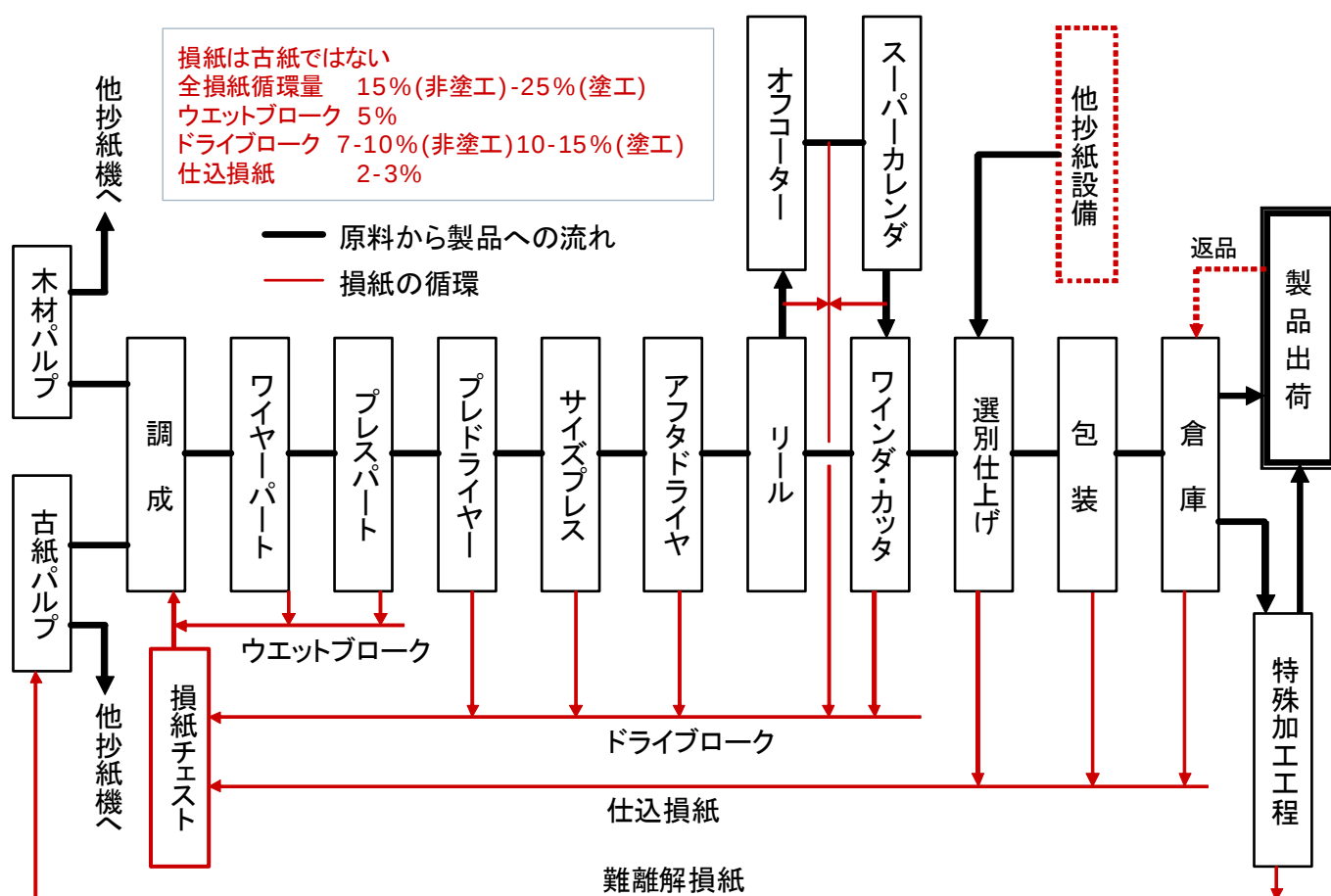
パルプは含水率 10%の重量とする。

上記算定式の分母及び分子には損紙は含まないものとする。

3. 情報の開示等

上記 1 (2) において、古紙は「市中回収古紙」及び「産業古紙」と定義したところであるが、産業古紙と特に製紙工程後の加工工程から発生する損紙の内容について透明性及びトレサビリティーを確保する観点から、紙製造事業者各社において、集計可能な範囲・期間等を定め、自主的に古紙の仕入先及び利用状況や損紙の内訳及び利用状況に関する情報の開示に努める又は第三者の監査・検証を受けることが望まれる。

なお、自主的に情報開示を進めることは、古紙パルプ配合率の偽装をはじめとした、不適切な行為を防止することに寄与するものである。



参考図 抄紙機と損紙の循環

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の概要

【第 8 条第 3 項】

- 「親会社」とは、「他の会社等」の意思決定機関を支配している会社をいう。
- 「子会社」とは、当該「他の会社等」をいう。

【第 8 条第 4 項】

- 「他の会社等」の意思決定機関を支配している会社とは、次に掲げる会社をいう。

子会社の範囲	① 議決権の 50%超を所有している。
	② 議決権の 40%以上 50%以下を所有し、要件イ～ホのいずれかに該当する。
子会社の範囲	③ 緊密者と合算で議決権の 50%超を所有し、要件ロ～ホのいずれかに該当する。
	イ 緊密者と合算で議決権の 50%超を所有
	ロ 親会社の（元）役員・従業員が役員の過半数
	ハ 重要な経営方針を支配する契約
	ニ 緊密者と合算で資金調達（負債計上分）の 50%超を融資
	ホ その他意思決定機関を支配する事実

【第 8 条第 5 項】

- 「関連会社」とは、「子会社以外の他の会社等」の経営方針に重要な影響を与えることができる当該「子会社以外の他の会社等」をいう。

【第 8 条第 6 項】

- 「子会社以外の他の会社等」の経営方針に重要な影響を与えることができる会社とは、次に掲げる会社をいう。

関連会社の範囲	① 議決権の 20%超を所有している。
	② 議決権の 15%以上 20%以下を所有し、要件イ～ホのいずれかに該当する。
関連会社の範囲	③ 緊密者と合算で議決権の 20%超を所有し、要件イ～ホのいずれかに該当する。
	④ 会社及び会社に準ずる事業体により、共同支配企業に該当する。
	イ 親会社の（元）役員・従業員が役員等に就任
	ロ 重要な融資
	ハ 重要な技術提供
	ニ 重要な取引
	ホ その他経営方針に重要な影響を与える事実の存在

【第 8 条第 8 項】

- 「関係会社」とは、財務諸表提出会社の親会社、子会社及び関連会社並びに財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。

Ⅱ．竹パルプの紙の原料への使用について（案）

1．竹の現状と課題

林野庁の資料によると、平成 19 年における竹林面積は全国で 159 千 ha（昭和 56 年比約 10%増）であり、昭和 50 年代後半から増加を続けている。さらに、侵入率 25%以上の竹林を加えるとその面積は約 41 万 ha に達している。

しかしながら、我が国においては、竹林の放置の結果、竹が森林、里山や農地へ拡大・侵入することにより、森林内や周辺の生物多様性の低下、水涵養機能の低下、浅い根による土砂崩壊の危険性を招く等の様々な影響が懸念される。

他方、竹は生長が早いものの、空洞のため伐採、運搬、紙の原料としてのチップ加工等、木材に比べて効率が悪く、これまで日本の製紙メーカーでは、紙の原料としてほとんど利用されてこなかった。

2．竹パルプの紙の原料への使用

こうした中、本年度のグリーン購入法の特定調達品目に関する提案募集（6 月 5 日～6 月 28 日の間で実施）において、竹を原料とする紙に関する提案があり、提案内容に係る各種資料の検討、ヒアリング等を通じ、竹パルプの環境側面からの有効性について鋭意検討を進めてきたところである（竹・竹林の現状、竹の使用による環境負荷低減効果については、検討会限りの「タケの有効利用による環境負荷低減効果について」を参照）。

この結果、竹パルプを紙の原料として使用することは、手入れされずに放置された竹林の里山や森林への侵食を防ぐとともに、二次的自然環境を持続可能な形で保全・利用することにつながり、生物多様性の保全、水涵養機能の保全、土砂崩壊防止対策、森林吸収源対策等の森林の有する多面的機能の維持、資源の有効利用等に大きく貢献するものと考えられ、紙の原料としての竹パルプの利用を積極的に推進することが重要であるとの判断に至った。

このため、紙の原料としての竹パルプの使用を推進していくことの重要性を鑑み、来年度より竹パルプを「間伐材等パルプ⁴」として間伐材パルプと同等な環境価値を有するものとして総合評価指標の基本項目に位置づけ、その使用を促進するためのインセンティブとすることとする。

なお、今後、竹又は竹を原料として使用した製品等については、放置竹林対策等の観点から、必要に応じ検討を実施するものとする。

⁴ 従前の「間伐材パルプ」と同様に、コピー用紙又は印刷用紙の原料として使用する「間伐材等パルプ」及び「森林認証材パルプ」の合計利用割合を評価するものとする。

Ⅲ. 総合評価指標の重み付けの変更に関する考え方について（案）

日本製紙連合会から提出された総合評価指標の指標項目間の重み付けの変更に関する要望、具体的には、「その他持続可能性を目指した調達方針に基づいて使用するパルプ（以下「その他持続可能性を目指したパルプ」という。）」の重み付けを森林認証材パルプ、間伐材パルプ（結果として古紙パルプとも）と同等にすべき」との要望に関する考え方を示すこととする。

1. 総合評価指標について

総合評価指標を導入する最大のメリットは、様々な手法を通じた環境配慮を一つの製品において実現できる点にある。例えば、コピー用紙の場合では、事業者が独自の技術力や地域性（工場の立地条件、製造ライン）、製造コスト等を勘案し、古紙パルプや古紙パルプ以外の環境に配慮された原料を使用したパルプ、白色度、坪量などの環境指標を適切に組み合わせ、それぞれの状況に合わせた環境配慮製品を生産、開発し、市場を通じ消費者とコミュニケーションしながら環境対応を推進できる点が大きな特色である。また、古紙パルプ配合率偽装問題の一因となった白色度の高さをはじめとする過度な競争を排除することも可能となる。

総合評価指標について整理すると、以下のとおりとなる。

- ① 総合評価指標の指標項目は、各々既存の研究等により環境負荷低減効果が確認されている項目が選定されていること
- ② 循環型社会の形成を進め、森林の減少を極力抑制するため、古紙パルプの利用を極力推進していくことを最も重要かつ基本的な考え方としており、品目に応じた最低限の古紙パルプ配合率を設定していること
- ③ 各指標項目間の重み付けについては、単にライフサイクル上のインパクトのみで設定されるのではなく、古紙パルプ配合率偽装問題を受けて、政策的な重要性や環境配慮に関する取組の進捗状況を踏まえ、その政策的意図について十分議論した上で決定されたものであること
- ④ 総合評価指標は基本項目と加点項目に分かれており、基本項目のみで判断の基準を満たす総合評価値 80 以上を獲得可能となる仕組みであること（p.12 のコピー用紙及び印刷用紙に係る総合評価指標の概要参照）
- ⑤ グリーン購入法の判断の基準を満たす製品（特定調達物品等）の出荷状況に関する調査結果では、仮にその他持続可能性を目指したパルプの重み付けを森林認証材パルプ・間伐材パルプと同等にした場合（以下「同等の重み付け」という。）を想定した場合の想定出荷数量は大きく増加しないこと（製紙メーカーに対する調査により把握）
- ⑥ コピー用紙向け、印刷用紙向けの原料パルプの使用内訳をみると、古紙パルプ、間伐材パルプ、森林認証材パルプ及びその他持続可能性を目指すパルプの 4 種

類以外のパルプは使用されていないことから、実質上、同等の重み付けとした場合は、基本項目において古紙パルプ配合率のみが判断の基準となること（製紙メーカーに対する調査により把握）

- ⑦ 日本製紙連合会は、平成 20 年 5 月の「環境に関する自主行動計画」の改訂において、間伐材の利用拡大のより一層の推進を図る旨表明しており、現行の総合評価指標における間伐材パルプの重み付けは、そのインセンティブとなっていること
- ⑧ 林野庁の「間伐材チップの確認のためのガイドライン」（平成 21 年 2 月）において、伐採段階、加工・流通段階における紙の原料となる間伐材については確認のための証明書の交付と分別管理（間伐材と間伐材以外のものが混在しないため）が図られていること
- ⑨ 森林認証材については、持続可能性を第三者により審査・認証された客観性の高い原料であり、各製紙メーカーとも森林認証材の使用量の増大を図る旨表明しており、現行の総合評価指標における森林認証材パルプの重み付けは、そのインセンティブとなっていること
- ⑩ 古紙パルプ配合率偽装問題の発覚後に製紙メーカーが実施した特定調達物品等を市場に供給するための状況に応じた努力が適切に評価されること

なお、総合評価指標を導入以降、調達側（国等の機関）、販売事業者双方とも、現行の特定調達物品等に対するクレームやトラブルに関する情報は確認されていない。

2. 同等の重み付けの変更の必要性について

上記 1 の⑦～⑨に示したとおり、現行の総合評価指標の重み付けは、間伐材及び森林認証材の利用拡大のためのインセンティブとして機能しているものと評価できる。また、⑤のとおり、同等の重み付けとした場合にあっては、想定される出荷数量は大きく増加しないものと見込まれている。

こうした状況に加え、他の整理項目の内容も踏まえると、古紙パルプ配合率偽装問題への対応を図るため平成 20 年度から 21 年度にかけて、多くのステークホルダーの参画の下、十分議論を行なった上で決定された総合評価指標の指標項目に係る重み付けを現段階で変更する必要性は低く、現行の考え方が適切であると判断される。

【参考１】基本項目に関する考え方

現行の総合評価指標の基本項目（原料構成）は、従来から取組を続けている古紙利用の促進とともに、事業者・消費者双方が持続可能な森林経営に向けて着実な進展を図れるように指標項目を選定し、評価を行うこととしている。以下に、各指標が基本項目として選定された理由を示すこととする。

【古紙パルプ】

- 2000 から 2010 年までの間に年平均約 520 万 ha（我が国総面積の約 14%に相当）の森林が減少していること
- 廃棄物の削減、資源の有効利用の観点から、紙類及び紙製品へ古紙パルプの利用を極力推進していくことを最も重要かつ基本的な考え方としていること

【森林認証材パルプ】

- 森林の有する多面的機能を総合的に発揮させる持続可能な森林経営については、国際的にもその推進の重要性が確認されていること
- 第三者機関が森林の管理・経営内容を適切な基準に照らし評価・認証する森林認証制度が展開されており、認証された森林から産出される木材を原料とした森林認証材パルプの利用は、持続可能な森林経営を推進するための有効な手段であること

【間伐材パルプ】

- 森林保全、地球温暖化対策の森林吸収源確保のために、その利用拡大が極めて重要な取組となっていること
- 日本製紙連合会の環境自主行動計画において示されているとおり、製紙メーカー各社も間伐材の利用拡大の方針を打ち出しており、こうした製紙メーカーの取組が評価されるよう、需要サイドから支援することが重要であること

【その他持続可能性を目指したパルプ】

- 森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全などの環境的優位性や労働者の健康安全への配慮などの社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて利用されるパルプの普及は、持続可能な森林経営に向けた取組の着実な進展を図る上で、有効な手段であること
- 未利用資源の有効利用及び木材の再利用を通じた森林の保全に資する観点から、廃木材、建設発生木材、低位利用木材等の再・未利用木材を原料として使用することは重要な取組であること

【参考2】加点項目に関する考え方

古紙パルプ配合率偽装の原因究明のヒアリングを通して、製紙メーカー各社が白色度をはじめとして過度な品質競争を行っていたことが確認されている。すなわち、受注競争の激化の中で古紙パルプ配合率が同じであれば、より白く品質のよい紙が売れるということで、製品の品質向上の競争が進み、結果として品質的にさらに無理のある状況に陥っていたという状況であった。

加点項目（コピー用紙：白色度・坪量、印刷用紙：塗工量・白色度又はリサイクル適性）については、今回の議論の対象とはなっていないが、本専門委員会においていくつかの意見が出されていることから、以下に、各指標が加点項目として選定された理由を示すこととする。

（１）コピー用紙に係る加点項目

【白色度】

- 必要以上に白い紙の製造のためには、漂白剤や化学薬品の使用、製造エネルギーの増加、歩留まり低下等の環境負荷の増大につながるおそれがあること
- 新聞古紙、雑誌古紙、ミックスペーパー等の市中回収古紙の利用を促進すること（環境負荷低減のための出なりの白さを評価）

このため、脱墨等に伴う製造工程における環境負荷低減、市中回収古紙の利用促進の観点及び古紙パルプ配合率偽装の要因の排除等を勘案し、白色度を指標項目として設定している。

なお、白色度は古紙の種類によっては、過度な漂白を行わなくても、高い白色度になる場合もあることから、白色度に係る指標については、新聞古紙や雑誌古紙、ミックスペーパーなどの市中回収古紙の積極的な利用を図るためのインセンティブとして、加算点の対象となる指標項目として設定している。

【坪量】

- 坪量を小さくすることは、パルプ使用量の削減による省資源、流通段階の環境負荷低減につながる
- やむを得ず廃棄する場合においても紙ごみの削減となること

このため、省資源・軽量化、流通段階における環境負荷低減の観点から坪量を指標項目として設定している。

なお、坪量を小さくすることは、紙の基本的な品質確保に影響を与える場合もあることから、坪量の削減は、十分な研究や技術開発を行いながら進めていく必要があり、坪量の小さい用紙の生産を長期的に促すためのインセンティブとして、坪量を加算点の対象となる指標項目として設定している。

（２）印刷用紙に係る加点項目

① 塗工されていない印刷用紙

塗工されていない印刷用紙に係る加点項目は、白色度である。ただし、ファンシーペーパー又は抄色紙（色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む）については、白色度ではなく印刷に係る判断の基準に示された A ランク（紙へのリサイクルにおいて阻害とならないもの）の紙である場合に加点している。

【白色度】

白色度を加点項目として選定した理由は、上記のとおり。

【リサイクル適性】

ファンシーペーパー又は抄色紙については、印刷物の古紙としての利用促進の観点からリサイクル適性（A ランク）を評価している。

② 塗工されている印刷用紙

塗工されている印刷用紙に係る加点項目は、塗工量（両面塗布量）である。

【塗工量】

表面塗工は、印刷適性などの品質を向上させるが、その古紙をパルプにする場合、製紙スラッジの増大をまねくこととなる。このため、廃棄物削減の観点から、塗工量を加算点の対象となる指標項目として設定している。

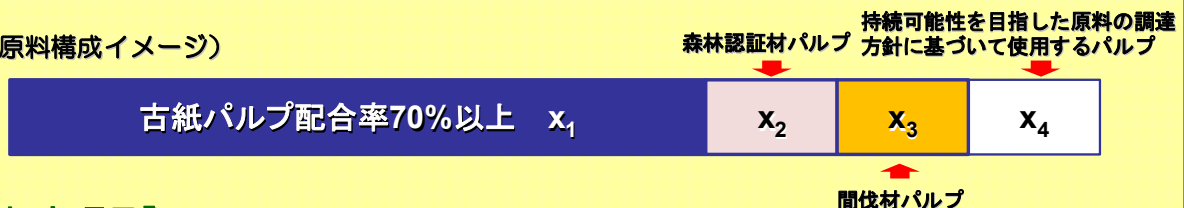
コピー用紙に係る総合評価指標の概要

- 指標項目は、廃棄物削減、資源の有効活用、持続可能な森林経営等の観点から、**原料組成を基本指標**とする。また、その他重要な環境性能の価値を評価するため、**白色度及び坪量を加点指標**とする

【基本項目】

1. 古紙パルプ配合率 (x_1) : 廃棄物削減、資源有効利用、森林保全
2. 森林認証材パルプ利用割合 (x_2) : 持続可能な森林経営、森林吸収源
3. 間伐材パルプ利用割合 (x_3) : 森林吸収源、資源有効利用
4. 持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ (x_4) : 持続可能な森林経営、資源有効活用

(原料構成イメージ)



【加点項目】

5. 白色度：市中回収古紙の利用促進、脱墨等の製造工程上の環境負荷低減
6. 坪量：省資源・軽量化、流通段階での環境負荷低減

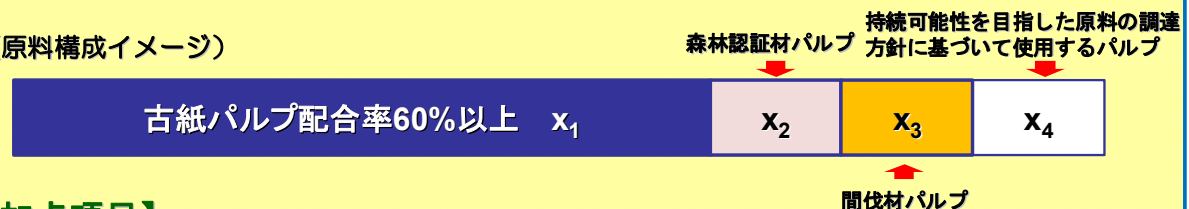
印刷用紙に係る総合評価指標の概要

- 指標項目は、廃棄物削減、資源の有効活用、持続可能な森林経営等の観点から、**原料組成を基本項目**とする。また、その他の環境価値の評価として、塗工用紙は**塗工量**、非塗工用紙は**白色度を加点項目**とする

【基本項目】

1. 古紙パルプ配合率 (x_1) : 廃棄物削減、資源有効利用、森林保全
2. 森林認証材パルプ利用割合 (x_2) : 持続可能な森林経営、森林吸収源
3. 間伐材パルプ利用割合 (x_3) : 森林吸収源、資源有効利用
4. 持続可能性を目指したパルプ (x_4) : 持続可能な森林経営、資源有効活用

(原料構成イメージ)



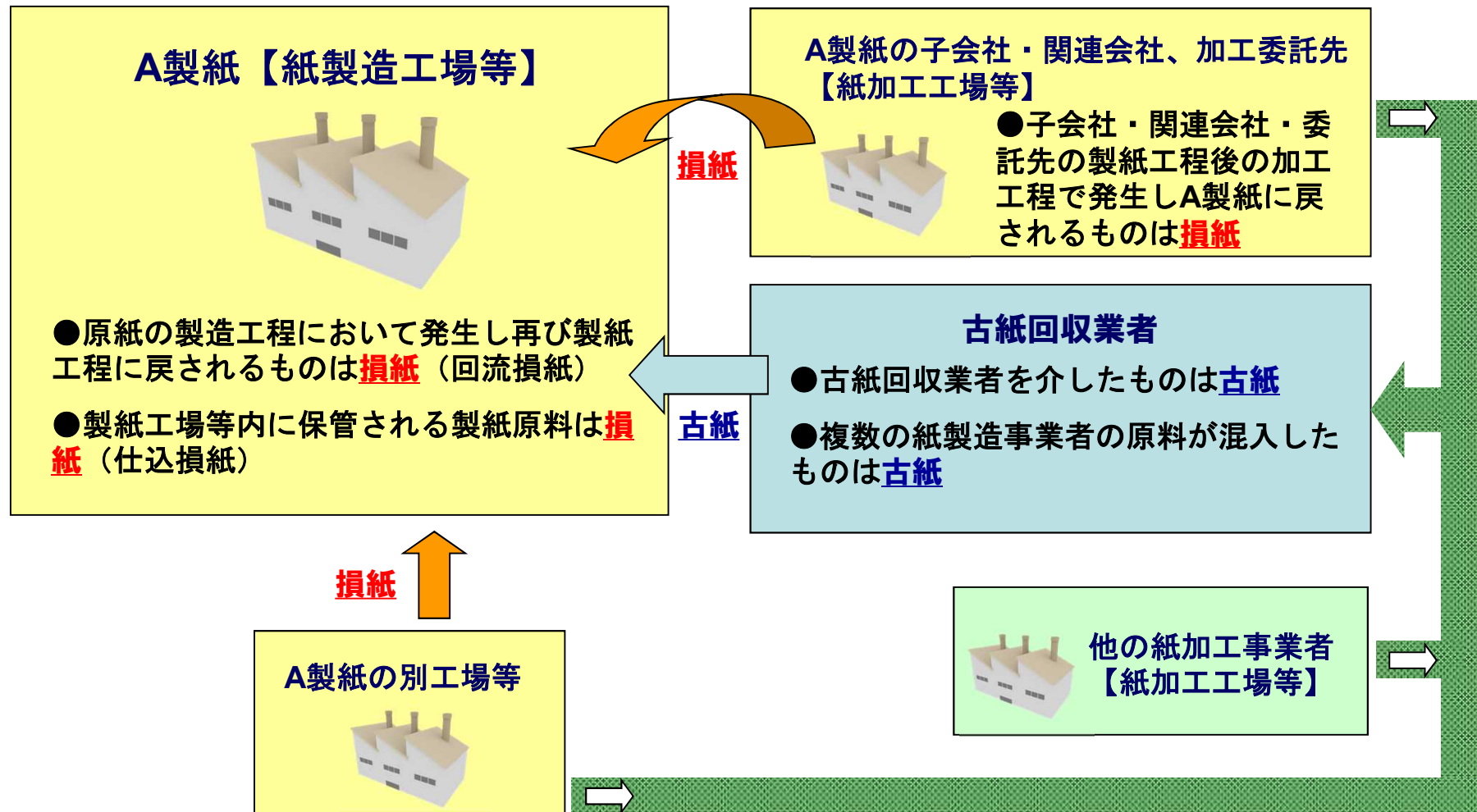
【加点項目】

5. 塗工量：製紙スラッジの削減、廃棄物の削減
 6. 白色度：市中回収古紙の利用促進、脱墨等の製造工程上の環境負荷低減
- ※ファンシーペーパー又は抄色紙は**リサイクル適性Aランク**の場合に加点措置

平成 25 年度特定調達品目検討会古紙の定義等に係る専門委員会
委員名簿（五十音順・敬称略）

殖栗 正雄	一般社団法人日本印刷産業連合会業務推進部副部長
（座長）岡山 隆之	東京農工大学大学院農学研究院環境資源物質科学部門教授
大石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 理事・環境委員長
上河 潔	日本製紙連合会常務理事
木村 重則	公益財団法人古紙再生促進センター専務理事
栗原 正雄	全国製紙原料商工組合連合会理事長
佐藤 泉	佐藤泉法律事務所弁護士
千葉 徳聰	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会 複写機・複合機部会部会長 キヤノン株式会社映像事務機事業本部 映像事務機事業統括センター・担当部長

グリーン購入法における産業古紙・損紙の取扱い



※A製紙の別工場等、子会社、関連会社、加工委託先が遠方にある場合は、各事業者において輸送距離等の環境負荷を考慮し取扱いについて適切に判断する。